# 令和元年度 第一回三裏研会合資料 研修旅行実施における規則の制定について

#### l. はじめに

今年度の研修旅行は様々な要因により中止になってしまいました。来年度以降の研修旅 行がとどこおりなく実施できるような制度を確立する必要があると考えます。

## Ⅱ. 現状の問題点

関東裏研研修旅行委員会は、以下のものを現状の問題点として捉えています。

- 参加人数不足のために参加しない裏研が生じ得ること。
- 開催地についての三裏研の合意が得づらいこと
- 旅程決定のプロセスが定まっていないこと。
- 各種期限が定まっていないこと。
- 総本部からの補助金制度が参加人数に大きな影響を及ぼすこと。
- 参加費や旅程等がはっきりせず、主催者に対する不信感が募ってしまうこと。

#### Ⅲ. 規則案

関東裏研研修旅行委員会は、上述の問題改善のために以下の規則を提案します。

### 研修旅行実施における規則

- 第1条 研修旅行の実施には三裏研それぞれから4人以上の参加が必須とする。参加者が 4人未満の裏研があった場合、その年度の研修旅行は中止とする。
- 第2条 各裏研に研修旅行委員会を設置し、研修旅行委員は研修旅行への参加を原則義務とする。ただし、研修旅行委員に対して総本部からの補助金が出なかった場合はこの限りではない。
- 第3条 研修旅行委員は4人以上とする。
- 第4条 中心となって研修旅行を計画・実行していく裏研(以下これを主催裏研と呼ぶ)を 三裏研で1年ごとに交代して担当する。主催裏研の研修旅行委員会が開催地や旅程及び訪問する施設を決定する。施設の予約等は主催裏研が中心となって行い、宿 泊施設や現地までの交通手段等の予約は各裏研が行うものとする。
- 第5条 令和二年度の主催裏研は関東裏研とする。令和三年度以降は主催裏研以外の二裏 研での話し合いをもとに、翌年度の主催裏研を決定する。
- 第6条 各種期限を以下のように定める。

開催地の決定	9月30日
旅程の決定	10月31日
宿泊施設・交通手段・訪問先等の予約	11月30日
参加者のキャンセル期限	12月15日
補助金の有無の確定	12月15日

第7条 天災等外部要因によって研修旅行の開催が危ぶまれる場合、各裏研の研修旅行委員会で参加の可否を判断する。

第8条 補助金支給の対象にならなかった参加者の参加形態は自由とする。

第9条 この規則は、三裏研それぞれの代表者の合意を以て改定される。

以上

## Ⅳ. 補助金制度について

関東裏研研修旅行委員会は、現行の補助金制度には以下の問題点があると考えています。

- 補助金の有無が研修旅行当日まで確定せず、参加者に確定した参加費を提示できないこと。
- 参加が実質義務となっている研修旅行委員に対する補助が考慮されていないこと。

関東裏研研修旅行委員会は上述の問題改善のため、次の制度を総本部に現行の補助金制度に追加してもらうことを考えています。

12月15日時点で参加人数が補助金支給の条件を超えていた場合、その 後キャンセルが発生して参加人数が補助金支給の条件を下回っても補助 金を支給する。

また、12月15日時点で研修旅行委員以外の参加者が4人未満である場合、研修旅行委員にのみ研修旅行費用の3割の補助金を支給する。

## V. おわりに

今年度の研修旅行が中止になってしまったことは大変遺憾に思います。企画を担当してくださった増田様におかれましてはなおのことと存じます。また、昨年度に引き続き今年度も九州からは遠い開催地となってしまい、九州裏研の参加が叶わなかったことは大変心苦しく思います。今年度のようなことが繰り返されないような制度づくりにご協力をお願いいたします。来年度の研修旅行が無事開催され、三裏研の交流が発展することを切に願っております。